

第48号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例（平成9年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市営住宅の管理（第4条—第39条）

第3章 社会福祉事業等への活用（第40条—第46条）

第4章 駐車場の管理（第47条—第60条）

第5章 補則（第61条—第64条）

### 附則

第2条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「同じ。）」の次に「及び改良住宅建替事業（要綱第2第16号に規定する事業をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号中「第1条」の次に「並びに改良法第2条第7項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第2条」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「市営住宅のうち、改良法第2条第6項に規定する」を「改良法第17条の規定により市が建設し、賃貸するための」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4）更新住宅 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年建設省住整発第25号。以下「要綱」という。）第11の規定により市が建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

第2条第1号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）市営住宅 公営住宅、改良住宅及び更新住宅をいう。

第4条第1項中「市長は、」の次に「公営住宅の」を、「揭示場」の次に「への揭示」を加え、同条第2項中「供給する市営住宅」を「供給する公営住宅」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、改良住宅及び更新住宅（以下「改良住宅等」という。）については、当該改良住宅等に第6条の2第1項及び同条第2項に規定された入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合に限る。

第5条第3号中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）市営住宅建替事業による市営住宅の除却

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第7号中「公営住宅」を「市営住宅」に、「又は既存入居者若しくは」を「既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、」に改め、「入居者が」の次に「市長が公募しようとしている」を加え、同条第8号中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第6条の見出しを「（公営住宅の入居者資格）」に改め、同条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同項第3号ア（エ）中「事実婚因関係」を「事実上婚姻関係」に改め、

同項第5号中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「次条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第2号中「、イ及びウ」を「からウまで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(改良住宅等の入居者資格等)

第6条の2 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

2 更新住宅に入居することができる者は、要綱第13第1項各号に掲げる者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅等に入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅等の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条、前条、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、前条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「158,000円」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「公営住宅」を「市営住宅」に、「前条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第1項第3号ア(オ)」を「第6条第1項第3号ア(オ)」に、「市営住宅」を「公営住宅」に改め、「、なお」を削る。

第7条の2中「整備」を「公募」に改め、「ために」の次に「整備された」を加える。

第8条第1項中「前3条」を「第6条から前条まで」に改める。

第9条及び第10条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第11条第4項中「その」の次に「決定の」を加える。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第13条中「、退去時、」を「若しくは退去時に」、「市長の」を「、市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、当該市営住宅に同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条の見出しを「(公営住宅の家賃の決定)」に改め、同条第1項中「市営住宅」を「公営住宅」に、「次条第3項」を「第15条第3項」に改め、同項ただし書中「第36条」を「第20条の2」に改め、同条第3項中「次条第1項」を「第15条第1項」に、「第36条」を「第20条の2」に、「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(改良住宅等の家賃の決定)

第14条の2 改良住宅等の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)第12条第1項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第13条の2の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(以下「旧令」という。)第4条に規定する方法により算出した額の範囲内において市長が定める。

2 市長は、改良住宅等の入居者について前条第1項に規定する方法により算出した額(同

条第3項に該当する事情があると認めるときは、同項の規定により算出した額)が前項の規定により市長が定めた家賃の額に満たないときは、当該差額に相当する額を限度として当該家賃を減額することができる。

(改良住宅等の家賃の変更等)

第14条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、改良住宅等の家賃(第18条に規定する敷金を含む。以下この条において同じ。)を変更し、又は第31条第3項の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅等相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅等について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額(旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合にあつては、当該月割額)の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

第16条第1項中「第37条第1項」を「第36条第1項」に、「第41条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条第4項中「第40条」を「第28条の2」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(収入状況の報告の請求等)

第20条の2 市長は、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、前条第1項(第31条第5項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、前条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第22条第3号中「施設」の次に「、エレベーター及び給水施設等」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第23条第2項中「滅失」を「滅失し、」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(住宅の検査)

第28条の2 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 前条の規定により市長の承認を受けて市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、前項の検査のときまでに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第29条第1項中「金額」の次に「(改良住宅等については、第6条の2第3項の規定により読み替えて準用される金額)」を加え、同条第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第31条第1項中「収入超過者」を「公営住宅に入居する収入超過者」に、「市営住宅」を

「公営住宅」に、「明け渡しの」を「明渡しの」に改め、同条第3項中「第36条第」を「第20条の2」に改め、同条第4項中「規定は、第1項」の次に「、第3項及び前項」を、「家賃」の次に「及び付加家賃」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第14条の2の規定にかかわらず、第14条第1項本文に規定する方法により算出した額（この額が改良法施行令第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める家賃を加えた額を超えるときは、当該額）が第1項の規定により市長が定めた家賃の額を超える改良住宅等に入居する収入超過者から、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に改良住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、毎月、その差額に相当する額を付加家賃として徴収することができる。

第32条第1項及び第3項並びに第33条第1項及び第2項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第35条第1項中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条第2項中「第38条」を「第37条」に改める。

第36条を削る。

第37条第1項中「、同条第2項の規定による」を削り、同条第3項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第36条とし、第38条を第37条とする。

第39条第1項中「第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項」を「第14条、第14条の2、第31条又は第33条」に改め、同条第2項中「公営住宅」を「市営住宅」に、「第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項」を「第14条、第14条の2、第31条又は第33条」に改め、同条を第38条とする。

第40条を削り、第41条を第39条とする。

第3章を削る。

第47条第2項中「附す」を「付す」に改め、第4章中同条を第40条とし、第48条を第41条とし、第49条を第42条とする。

第50条中「第28条まで、第37条及び第40条」を「第28条の2まで及び第36条」に、「第48条第2項」を「第41条第2項」に、「第37条第1項」を「第36条第1項」に、「第41条第1項」を「第39条第1項」に、「第53条」を「第46条」に改め、同条を第43条とし、第51条を第44条とする。

第52条中「第48条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第45条とし、第53条を第46条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第54条を第47条とし、第55条を第48条とし、第56条を第49条とする。

第57条第4号中「第41条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 駐車しようとする自動車に賦課される自動車税又は軽自動車税を滞納していないこ

と。

第57条を第50条とし、第58条を第51条とし、第59条を第52条とする。

第60条中「第58条第1項」を「第51条第1項」に改め、同条を第53条とする。

第61条第1項中「第58条第2項」を「第51条第2項」に改め、同項第2号中「第64条」を「第57条」に改め、同条を第54条とし、第62条を第55条とし、第63条を第56条とする。

第64条第1項中「駐車場の」を削り、同条を第57条とする。

第65条の見出しを「（使用許可の取消し）」に改め、同条第1項第5号中「第57条」を「第50条」に改め、同条第2項中「第41条第2項」を「第39条第2項」に、「第65条第1項」を「第58条第1項」に改め、同条を第58条とし、第66条を第59条とする。

第67条中「第54条から前条までに定めるもののほか、」を削り、「第40条第1項」を「第28条の2第1項」に改め、同条を第60条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第68条を第61条とする。

第69条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第62条とし、第70条を第63条とし、第71条を第64条とする。

第6章を第5章とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 市営住宅の管理（第4条—第39条）</u></p> <p><u>第3章 社会福祉事業等への活用（第40条—第46条）</u></p> <p><u>第4章 駐車場の管理（第47条—第60条）</u></p> <p><u>第5章 補則（第61条—第64条）</u></p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）市営住宅 公営住宅、改良住宅及び更新住宅をいう。</u></p> <p><u>（2）公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</u></p> <p><u>（3）改良住宅 改良法第17条の規定により市が建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p><u>（4）更新住宅 改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年建設省住整発第25号。以下「要綱」という。）第11の規定により市が建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p><u>（5）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条並びに改良法第2条第7項及び住宅地</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 市営住宅の管理（第4条—第41条）</u></p> <p><u>第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理（第42条—第46条）</u></p> <p><u>第4章 社会福祉事業等への活用（第47条—第53条）</u></p> <p><u>第5章 駐車場の管理（第54条—第67条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第68条—第71条）</u></p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</u></p> <p><u>（2）改良住宅 市営住宅のうち、改良法第2条第6項に規定する住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p><u>（3）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。</u></p>

区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第2条に規定する施設をいう。

(6) (略)

(7) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業（法第2条第15号に規定する事業をいう。以下同じ。）及び改良住宅建替事業（要綱第2第16号に規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。

(8) (略)

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、公営住宅の入居者の公募を市の広報紙及びホームページへの掲載、市役所の掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法によって行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、市長は、供給する公営住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。ただし、改良住宅及び更新住宅（以下「改良住宅等」という。）については、当該改良住宅等に第6条の2第1項及び同条第2項に規定された入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合に限る。

(1)・(2) (略)

(3) 市営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。）に係る契約の終了

(4) (略)

(5) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業（法第2条第15号に規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。

(6) (略)

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を市の広報紙及びホームページへの掲載、市役所の掲示場その他市長が必要と認める方法によって行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、市長は供給する市営住宅の位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。）に係る契約の終了

(4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) （略）

(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、当該既存入居者が市長が公募しようとしている市営住宅に入居することが適切と認められること。

(8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わる場合において、そのことが双方の利益となること。

(公営住宅の入居者資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円（オ）に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

(4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) （略）

(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、当該既存入居者が市営住宅に入居することが適切と認められること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わる場合において、そのことが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円（オ）に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が別に定める日）から1年以内である場合

(オ) 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

イ (略)

(4) (略)

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（第7条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実婚関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が別に定める日）から1年以内である場合

(オ) 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくはは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

イ (略)

(4) (略)

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又

又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) (略)
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの  
ア～ウ (略)
- (3)～(8) (略)

(改良住宅等の入居者資格等)

第6条の2 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

2 更新住宅に入居することができる者は、要綱第13第1項各号に掲げる者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅等に入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅等の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条、前条、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、前条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「158,000円」と読み替えるものとする。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その

は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) (略)
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ及びウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ及びウに定める程度であるもの  
ア～ウ (略)
- (3)～(8) (略)

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その

者は、第6条第1項各号（同項第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第6条第1項第3号ア（オ）に掲げる公営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては同項第3号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居者資格の制限）

第7条の2 市長は、世帯構成と公募をする市営住宅の規模、設備又は間取りとの関係を考慮して必要があると認めるとき、又は特定の目的のために整備された市営住宅の公募をするときは、当該市営住宅の全部又は一部の住戸について、その入居者の資格に制限を加えることができる。

（入居の申込み及び決定）

第8条 第6条から前条までに規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

2～5 （略）

（入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

（1）～（6） （略）

2 前項の規定により選考した入居予定者が入居させるべき公営住宅

者は、前条第1項各号（同項第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号ア（オ）に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては同項第3号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居者資格の制限）

第7条の2 市長は、世帯構成と整備をする市営住宅の規模、設備又は間取りとの関係を考慮して必要があると認めるとき、又は特定の目的のために市営住宅の整備をするときは、当該市営住宅の全部又は一部の住戸について、その入居者の資格に制限を加えることができる。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前3条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

2～5 （略）

（入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

（1）～（6） （略）

2 前項の規定により選考した入居予定者が入居させるべき市営住宅

の戸数を超える場合には、当該予定者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

(入居補欠者)

第10条 (略)

2 市長は、入居決定者が公営住宅に入居をしないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(入居の手続)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する日までに入居手続をしないときは、当該入居決定者は、その決定の効力を失うものとする。

5・6 (略)

(同居の承認)

第12条 (略)

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、若しくは退去し、又は入居者について規則で定める事由が生じた場合において、その死亡時若しくは退去時又は事由発生時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅への居住を希望するときは、当該入居者と同居してい

の戸数を超える場合には、当該予定者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

(入居補欠者)

第10条 (略)

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居をしないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(入居の手続)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する日までに入居手続をしないときは、当該入居決定者は、その効力を失うものとする。

5・6 (略)

(同居の承認)

第12条 (略)

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、若しくは退去し、又は入居者について規則で定める事由が生じた場合において、その死亡時、退去時、又は事由発生時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅への居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者

た者は、市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところによるものとする。

2 市長は、当該市営住宅に同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

#### (公営住宅の家賃の決定)

第14条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第15条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者に対し、第20条の2の規定による請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第20条の2の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

#### (改良住宅等の家賃の決定)

は市長の承認を得なければならない。この承認に当たっては、市長は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところによるものとする。

#### (家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者に対し、第36条の規定による請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第14条の2 改良住宅等の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）第13条の2の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。）第4条に規定する方法により算出した額の範囲内において市長が定める。

2 市長は、改良住宅等の入居者について前条第1項に規定する方法により算出した額（同条第3項に該当する事情があると認めるときは、同項の規定により算出した額）が前項の規定により市長が定めた家賃の額に満たないときは、当該差額に相当する額を限度として当該家賃を減額することができる。

（改良住宅等の家賃の変更等）

第14条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、改良住宅等の家賃（第18条に規定する敷金を含む。以下この条において同じ。）を変更し、又は第31条第3項の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

- （1） 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- （2） 改良住宅等相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- （3） 改良住宅等について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額（旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合にあつては、当

該月割額)の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から、第11条第5項の規定により通知した入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項若しくは第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第39条第1項による明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求をした日)までの間、家賃を徴収する。

2・3 (略)

4 入居者が第28条の2に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(収入状況の報告の請求等)

第20条の2 市長は、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、前条第1項(第31条第5項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、前条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から、第11条第5項の規定により通知した入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項若しくは第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第41条第1項による明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求をした日)までの間、家賃を徴収する。

2・3 (略)

4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設、エレベーター及び給水施設等の使用、維持又は運営に要する費用

(4) (略)

(入居者の保管義務)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の検査)

第28条の2 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 前条の規定により市長の承認を受けて市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、前項の検査のときまでに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設の使用、維持又は運営に要する費用

(4) 風呂おけ及びガス釜の修繕に要する費用

(5) (略)

(入居者の保管義務)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号に規定する金額（改良住宅等については、第6条の2第3項の規定により読み替えて準用される金額）を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 公営住宅に入居する収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第20条の2の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第3項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第15条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第3項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃

は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

4 市長は、第14条の2の規定にかかわらず、第14条第1項本文に規定する方法により算出した額（この額が改良法施行令第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める家賃を加えた額を超えるときは、当該額）が第1項の規定により市長が定めた家賃の額を超える改良住宅等に入居する収入超過者から、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に改良住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、毎月、その差額に相当する額を付加家賃として徴収することができる。

5 第16条、第17条及び第20条第1項の規定は、第1項、第3項及び前項の家賃及び付加家賃について準用する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第32条 市長は、第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 （略）

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 （略）

（高額所得者に対する家賃等）

は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

4 第16条、第17条及び第20条第1項の規定は、第1項の家賃について準用する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第32条 市長は、第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 （略）

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 （略）

（高額所得者に対する家賃等）

第33条 高額所得者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合においては、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 (略)

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間を、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間を、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

第33条 高額所得者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合においては、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 (略)

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間を、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間を、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

(建替事業による明渡しの請求等)

第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めてその明渡しを請求することができる。

2 (略)

3 第33条第2項の規定は、前2項の規定による明渡し請求について準用する。この場合において、第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第37条 (略)

第36条 市長は、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第20条第1項(第31条第4項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(建替事業による明渡しの請求等)

第37条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、同条第2項の規定による期限を定めてその明渡しを請求することができる。

2 (略)

3 第33条第2項の規定は、前2項の規定による明渡し請求について準用する。この場合において、第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第37条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第38条 (略)

(市営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条、第14条の2、第31条又は第33条の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条、第14条の2、第31条又は第33条の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡し請求)

(市営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 第28条の規定により市長の承認を受けて市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、前項の検査のときまでに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第39条 (略)  
2～6 (略)

第41条 (略)  
2～6 (略)

### 第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理

#### (改良住宅の管理)

第42条 改良住宅の管理については、次条から第46条までに定めるもののほか、第8条、第11条から第13条まで、第15条から第28条まで、第30条、第34条から第40条まで及び第41条第1項(第6号を除く。)から第4項までの規定を準用する。

#### (改良住宅の入居者資格等)

第43条 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良法第4条第1項の規定による改良地区(改良法第2条第3項に規定する改良地区をいう。以下同じ。)の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者(改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。)

イ アかつこ書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者で住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第8条で定めるところにより市長が承認したもの

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者が入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅の入居者の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条まで、第7条第1項、第9条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「158,000円」と読み替えるものとする。

(改良住宅の家賃の決定等)

第44条 改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び改良法施行令第13条の2の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。）第4条に規定する方法により算出した額の範囲内において市長が定める。

2 市長は、改良住宅の入居者について第14条第1項本文に規定する方法により算出した額が前項の規定により市長が定めた家賃の額に満たないときは、当該差額に相当する額を限度として当該家賃を減額することができる。

3 第46条第1項の規定により収入超過者と認定された改良住宅の入居者について、第14条第1項本文に規定する方法により算出した額（この額が改良法施行令第13条の2の規定により読み替えてその例

によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める家賃を加えた額を超えるときは、当該額)が第1項の規定により市長が定めた家賃の額を超えるときは、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎月、その差額に相当する額を付加家賃として徴収することができる。

4 第16条及び第20条の規定は、前項の付加家賃について準用する。

(改良住宅の家賃の変更等)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、改良住宅の家賃(第42条において準用する第18条第1項に規定する敷金を含む。以下この条において同じ。)を変更し、又は前条及び第42条において準用する第20条の規定にかかわらず、別に家賃を定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅について改良を施したとき。

2 市長は、前項の規定により旧法第12条第1項に規定する月割額(旧法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合にあっては、当該月割額)の限度を超えて家賃を変更し、又は別に定めようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

### 第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第40条 (略)

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第41条 (略)

2・3 (略)

(使用料)

第42条 (略)

2 (略)

(準用)

第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第16条

(収入超過者の認定)

第46条 市長は、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第42条において準用する第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第43条第2項の規定により読み替えて準用される金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 入居者は、前項の規定による認定について、規則で定めるところにより市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、当該認定を取消し、又は変更することができる。

### 第4章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第47条 (略)

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第48条 (略)

2・3 (略)

(使用料)

第49条 (略)

2 (略)

(準用)

第50条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第16条

から第19条まで、第21条から第28条の2まで及び第36条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第11条第5項」とあるのは「第41条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始指定日」と、「第32条第1項若しくは第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第39条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第44条 (略)

(申請内容の変更)

第45条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第41条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第46条 (略)

#### 第4章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第47条 (略)

(名称及び位置)

第48条 (略)

から第19条まで、第21条から第28条まで、第37条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第11条第5項」とあるのは「第48条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始指定日」と、「第32条第1項若しくは第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第53条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第51条 (略)

(申請内容の変更)

第52条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第48条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第53条 (略)

#### 第5章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第54条 (略)

(名称及び位置)

第55条 (略)

(使用許可)

第49条 (略)

(使用者の資格)

第50条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車しようとする自動車に賦課される自動車税又は軽自動車税を滞納していないこと。

(4) (略)

(5) 第39条第1項各号のいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第51条 (略)

2 (略)

(使用自動車の範囲)

第52条 (略)

2 (略)

(使用者の決定)

第53条 市長は、第51条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者

(使用許可)

第56条 (略)

(使用者の資格)

第57条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) 第41条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第58条 (略)

2 (略)

(使用自動車の範囲)

第59条 (略)

2 (略)

(使用者の決定)

第60条 市長は、第58条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者

を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続等)

第54条 第51条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) (略)

(2) 第57条に定める保証金を納付すること。

2～5 (略)

(使用料)

第55条 (略)

2 (略)

(使用料の変更)

第56条 (略)

(保証金)

第57条 市長は、使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2・3 (略)

(使用許可の取消し)

第58条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合におい

を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続等)

第61条 第58条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) (略)

(2) 第64条に定める保証金を納付すること。

2～5 (略)

(使用料)

第62条 (略)

2 (略)

(使用料の変更)

第63条 (略)

(保証金)

第64条 市長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2・3 (略)

(使用許可の取消)

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合におい

ては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第50条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) (略)

2 前項の規定については、第39条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第1項」とあるのは「第58条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第59条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第60条 駐車場の管理については、第16条、第17条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第28条の2第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

## 第5章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

ては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第57条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) (略)

2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第1項」とあるのは「第65条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第66条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第67条 駐車場の管理については、第54条から前条までに定めるもののほか、第16条、第17条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

## 第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第61条 (略)

2～5 (略)

(立入検査)

第62条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2・3 (略)

(規則への委任)

第63条 (略)

(罰則)

第64条 (略)

第68条 (略)

2～5 (略)

(立入検査)

第69条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2・3 (略)

(規則への委任)

第70条 (略)

(罰則)

第71条 (略)